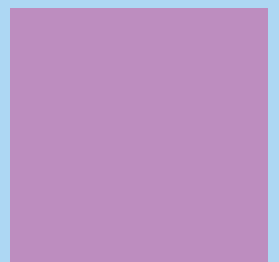


第2次静岡市産業振興プラン 後期計画

平成31年度～34年度
2019-2022



平成31年(2019年)3月

静岡市

目 次

第 1 章	第 2 次静岡市産業振興プランと後期計画について	1
第 1 節	第 2 次静岡市産業振興プランの策定の趣旨	1
第 2 節	第 2 次静岡市産業振興プランの位置付け	1
第 3 節	後期計画策定の背景と考え方	1
第 4 節	後期計画の位置付け	2
第 5 節	後期計画の計画期間	3
第 2 章	静岡市を取り巻く社会・経済の状況	4
第 1 節	プラン策定以降の静岡市経済を取り巻く状況変化	4
第 2 節	国、静岡県及び静岡市の産業政策の方向性	9
第 3 章	後期計画の取組と産業振興の目標	1 7
第 1 節	後期計画の取組	1 7
第 2 節	産業振興の目標	2 1
第 3 節	戦略産業の主な取組と成果目標	2 2
第 4 節	戦略産業振興プラットフォーム及び 人材の確保・育成の主な取組と成果目標	2 7
第 4 章	分野別計画	3 0
第 1 節	分野別計画の構成	3 0
第 2 節	商工・物流分野計画	3 1
第 3 節	観光・交流分野計画	3 6
第 4 節	農林水産分野計画	4 0
第 5 章	推進に係る取組及び体制	4 4
第 1 節	推進に係る取組	4 4
第 2 節	推進体制	4 5

第1章 第2次静岡市産業振興プランと後期計画について

第1節 第2次静岡市産業振興プランの策定の趣旨

本市は、政令指定都市にふさわしい産業・経済の将来像を描きつつ、地域資源を最大限に生かした産業振興の基本的な方向を示すものとして、平成17年（2005年）3月に「静岡市産業振興プラン（計画期間：平成17～26年度（2005～2014年度）」）を策定し、その振興に取り組んできました。

当該プランの計画期間の満了及び社会経済情勢の変化等に対応し、新たな産業振興の基本方向を定めるため、平成27年（2015年）3月「第2次静岡市産業振興プラン（計画期間：平成27～34年度（2015～2022年度）の8年間）」を策定しました。

第2節 第2次静岡市産業振興プランの位置付け

本市は、「平成37年（2025年）に市内総人口70万人を維持」を目標とする「第3次静岡市総合計画（計画期間：平成27～34年度（2015～2022年度）」）を策定するとともに、平成27年（2015年）には、本市の将来の人口展望を提示する「静岡市人口ビジョン」、またこの人口ビジョンに掲げる将来展望の実現に向けた目標や5年間の取組をまとめた「静岡市総合戦略」を策定しました。これらの中では「経済・産業の振興」を重要課題のひとつに据えて取り組んでいます。

そこで、第2次静岡市産業振興プランでは、第3次静岡市総合計画に掲げる人口70万人の維持に必要な「市内総生産額の増加」と「雇用の創出」を図るため、本市の産業が強みを生かしつつ、時代の要請に応える産業へと転換を促す施策を展開するとともに、幅広く中小企業・小規模企業を下支えする各種施策を打ち出していくこととしています。

第3節 後期計画策定の背景と考え方

今回策定する「後期計画」は、現在の「第2次静岡市産業振興プラン」（以下「プラン」という。）の8年間の計画期間の前半終了に合わせて、プランの計画内容を見直し、後半4年間の計画を策定するものです。

平成26年度（2014年度）のプラン策定後、IoTやAI等の技術革新の進展、少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の更なる減少や人手不足、後継者難といった人材に関する問題の深刻化、労働生産性向上の必要性等、本市産業を取り巻く環境は大きく変化しています。

後期計画の策定に当たっては、これら社会経済情勢の変化を踏まえるとともに、同時期に見直す、第3次静岡市総合計画 後期実施計画（平成31～34年度（2019～2022年度））との整合性を図りながら策定することとします。

また、プラン後期計画の期間中の産業経済に関する計画としては、国が「新しい経済政策パッケージ」（平成29年（2017年）12月）、「未来投資戦略2018」（平成30年（2018年）6月）を、静岡県が「静岡県経済産業ビジョン2018～2021」（平成30年（2018年）3月）をそれぞれ新たに策定し、産業振興の方向性を示しています。

更に、本市では中小企業・小規模企業（以下「中小企業等」という。）を取り巻く環境変化、また本市における中小企業等の役割と重要性を鑑み、地域社会が一体となってその振興に取り組むため、中小企業等の振興に関する基本理念などを定めた「静岡市中小企業・小規模企業振興条例」を平成31年（2019年）3月に制定し、4月から施行することとしています。

このため、後期計画の策定に当たっては、これらを踏まえた施策展開が求められます。

そこで、後期計画では、人口70万人の維持に必要な「市内総生産額の増加」と「雇用の創出」という目標を踏襲しつつ、社会経済情勢の変化等を踏まえ、現在のプランでの「産業振興の3つの方向」（1 戦略産業の振興 2 産業振興プラットフォーム 3 人材の確保・育成）に「新たな視点」を盛り込むとともに、静岡市中小企業・小規模企業振興条例でも示している産業を取り巻く課題を踏まえ、新たに「重点的な取組、持続的な成長に向けた取組」を設定し、策定することとします。

第4節 後期計画の位置付け

後期計画においても、プランの上位計画である「第3次静岡市総合計画」、また「静岡市総合戦略」などの計画との連携を図りながら、施策の展開を図っていきます。

また、平成31年（2019年）3月、「静岡市中小企業・小規模企業振興条例」を制定しましたが、同条例第12条に規定する「中小企業・小規模企業の振興に関する計画」に本プランを位置付けることとします。

なお、現在、本市が取り組む全ての政策・施策や各種計画については、世界共通の目標である「SDGs（持続可能な開発目標）」の理念を組み入れることにより、「第3次静岡市総合計画」の目標である「世界に輝く静岡の実現」に向けて積極的に推進しています。

このため、後期計画においては、SDGsの17の目標（ゴール）のうち、

◆目標8：働きがいも 経済成長も

◆目標9：産業と技術革新の基盤をつくろう

を中心に取り組んでいきます。

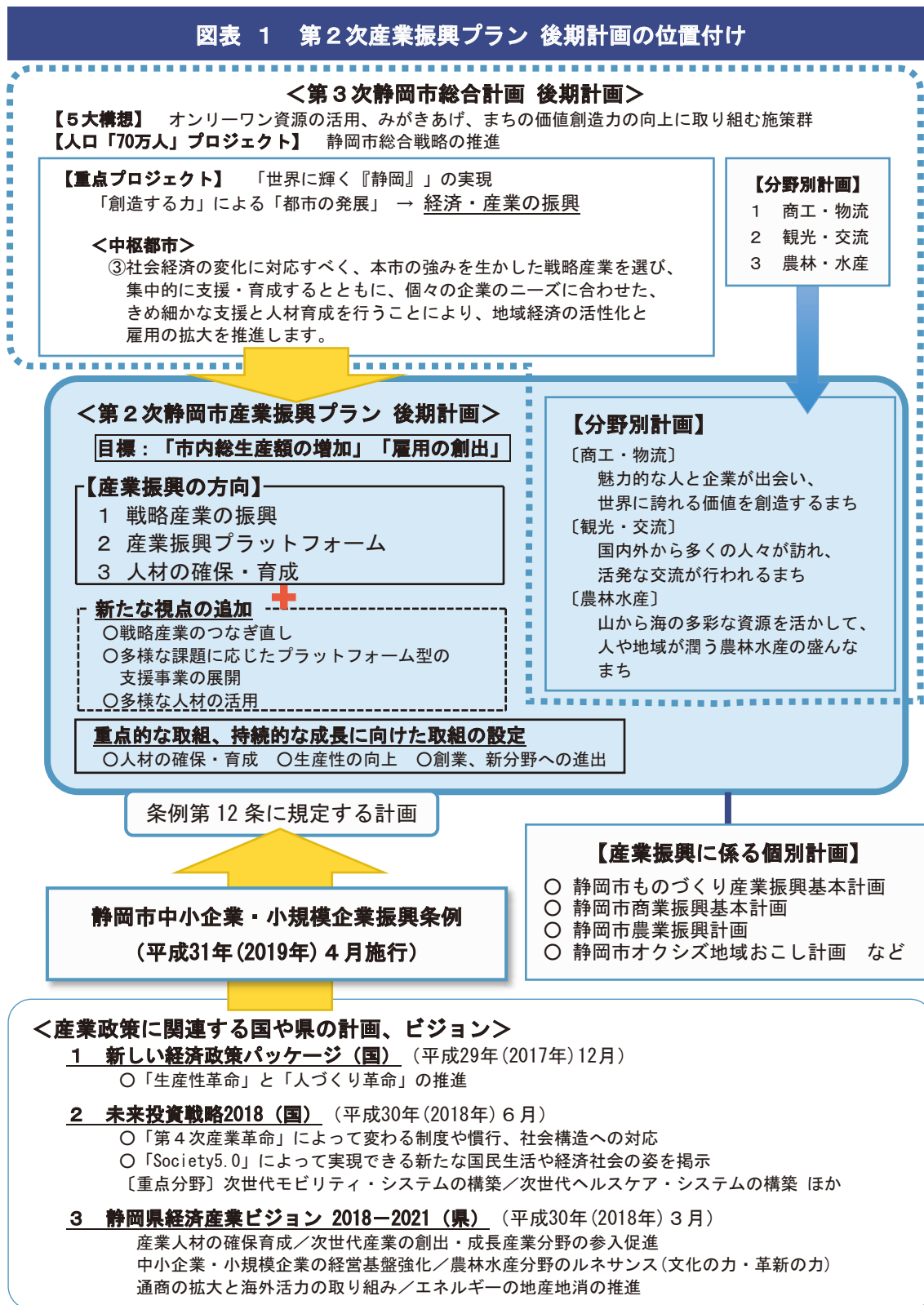


※ SDGsの詳細については7ページを参照。

第5節 後期計画の計画期間

後期計画の計画期間は、現在の第2次静岡市産業振興プランの計画期間を踏まえ、平成31～34年度（2019～2022年度）までの4年間とします。

図表 1 第2次産業振興プラン 後期計画の位置付け



第2章 静岡市を取り巻く社会・経済の状況

第1節 プラン策定以降の静岡市経済を取り巻く状況変化

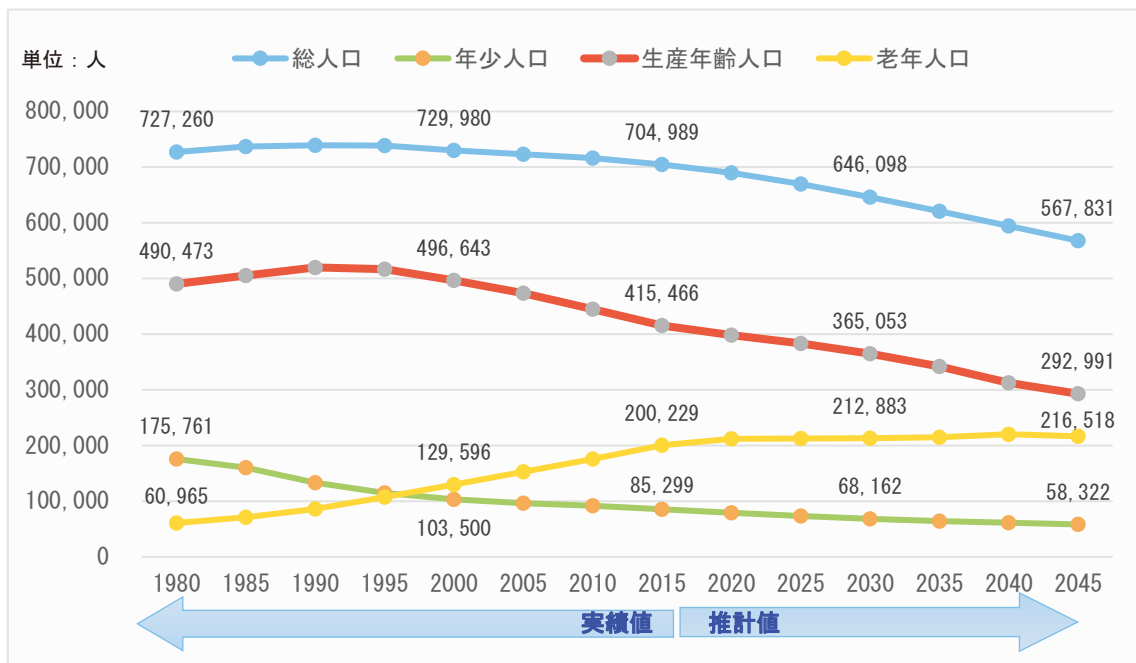
(1) 人口減少と少子高齢化の進行

少子高齢化に伴い、本市の生産年齢人口は減少しており、今後も減少していくことが予想され、人手不足が更に進むことが懸念されています。

こうした中で、働く場を離れている人（女性や高齢者、障がい者など）が活躍しやすい環境を確保することが期待されています。また、専門職に限られていた外国人労働者の働く場に関しても平成31年（2019年）4月から比較的単純な労働に対しても門戸を開放されることになりました。

視点を変えると、人口のボリュームゾーンである老年人口の部分はビジネスチャンスが拡大する余地が広がりました。なかでも、健康や医療・福祉分野は、有望な市場に成長すると期待されています。一方で、キャッシュレス時代に突入する中で、不慣れた高齢者が消費を抑制することがないように、所得（収入）や資産が消費に向かいやすい環境を作ることも重要になっています。

図表 2-1 生産年齢人口等の推移



【出展】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

※ 2020年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ（平成30年（2018年）3月公表）に基づく推計値。

(2) アジア諸国の急成長と経済のグローバル化の進展

第2次静岡市産業振興プラン策定時と比較すると、中国の存在感が以前にも増して高まると共に、アジア諸国の経済成長が顕著になっています。なかでも、優れた技術者が多いとされるインドにおいて人口増加と経済成長が同時に進んでいます。

アジア諸国は、先進国に比べて原材料やエネルギー、労働力などが割安で、先進国の企業の生産拠点を誘致することで、地元企業の工業力・技術力を高め、急速な経済成長を遂げようとしています。

すでに、日本企業の生産機能のすみ分けについては、アジア諸国の生産拠点を含めて検討されるようになっており、大手企業ほど立地による制約を排除して部品調達を行う傾向を強めており、市内事業所が影響を受ける可能性が高まっています。

また、ここ2～3年で“自国第一主義”を掲げる国が増加したことでグローバル化の流れが変わり始めています。この問題は米国と中国の間で生じた貿易不均衡に端を発していますが、直接的な関係のない日本のような第3国も巻き込まれる形で様々な影響が広がっています。

生産拠点や販売先として、アジア市場や欧米市場を利用してきた市内事業所にとっては前提条件が変わるほどのインパクトが生じており、適切な対応が必要になっています。

(3) 第4次産業革命の進展

近年、IoTやビッグデータ、AI（人工知能）をはじめとしたデータ利活用に関連した新たな技術革新（第4次産業革命）が急速に進んでいます。これにより大量生産・画一的サービス提供から個々にカスタマイズされた生産・サービスの提供、既に存在している資源・資産の効率的な活用、AIやロボットによって従来人間が行っていた労働の補助・代替などが可能となり、社会の在り方が大きく変わり、経済にも大きな影響を与えるものと考えられています。

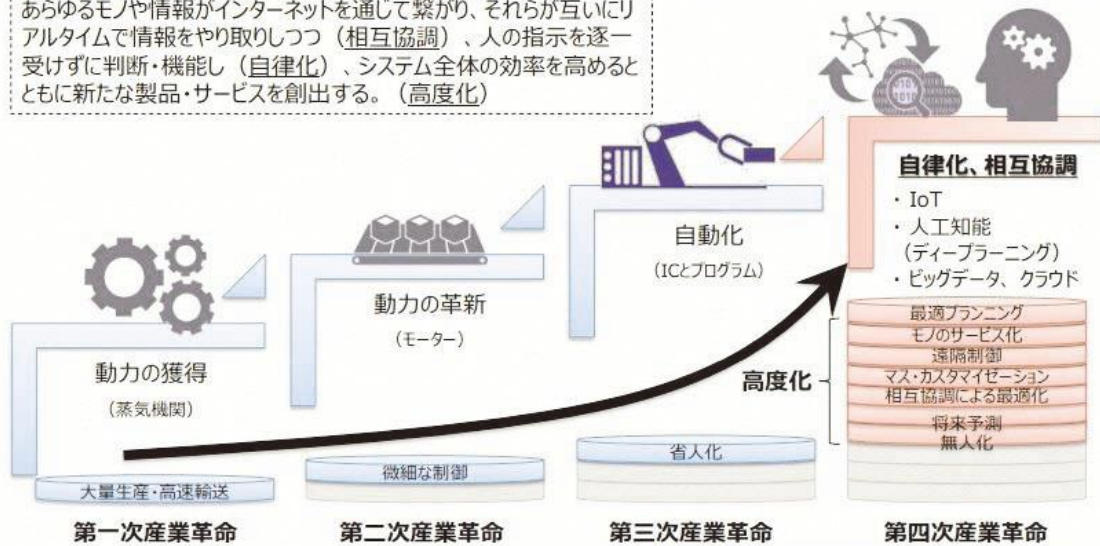
更には、IoT、ロボット、AI等の第4次産業革命による先端技術を、あらゆる産業や社会生活に取り入れ、格差なく、多様なニーズにきめ細かに対応したモノやサービスを提供することで、経済発展と社会的な課題を両立していく「Society 5.0」と言われる「超スマート社会」の実現を目指しています。

図表 2-2 第4次産業革命のイメージ

第四次産業革命の概要

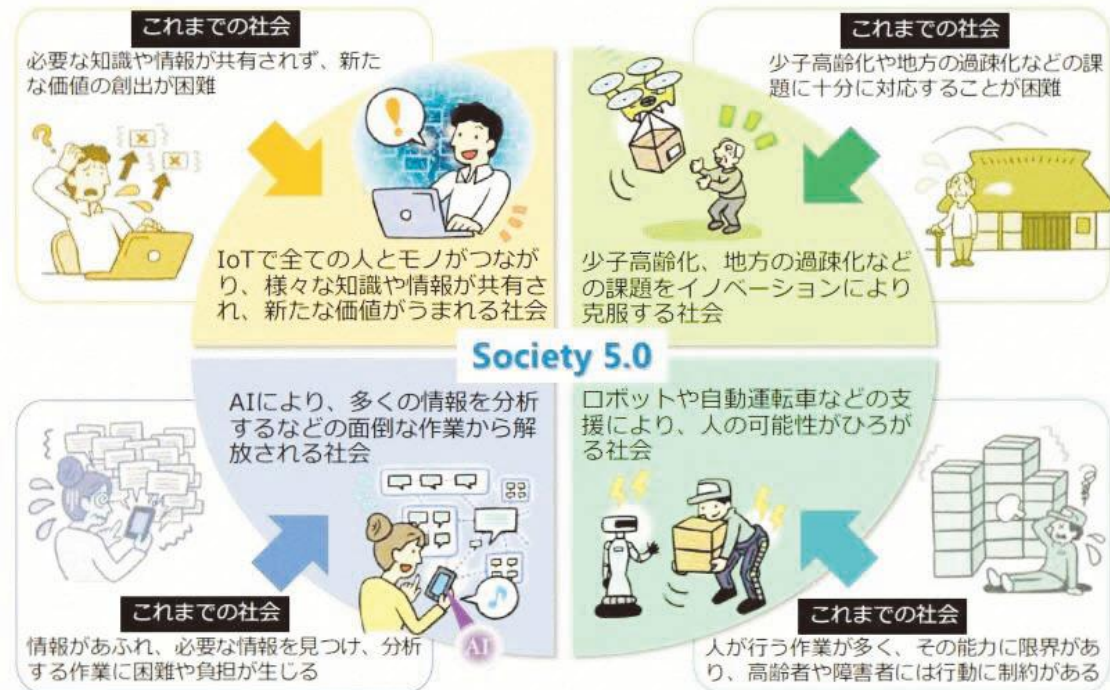
- IoT、ビッグデータ、人工知能をはじめとしたデータ利活用に関連した技術革新は、「第四次産業革命」とも呼ばれ、動力の獲得、革新、自動化に次ぐ新たな産業構造の変革の契機として、我が国経済へ大きな影響をあたえるものと考えられる。

あらゆるモノや情報がインターネットを通じて繋がり、それらが互いにリアルタイムで情報をやり取りしつつ（相互協調）、人の指示を逐一受けずに判断・機能し（自律化）、システム全体の効率を高めるとともに新たな製品・サービスを創出する。（高度化）



(出所) 産業構造審議会新産業構造部会第1回資料を基に中小企業庁作成

図表 2-3 Society 5.0の社会のイメージ



(4) 働き方改革の推進

現在、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「育児や介護との両立など、働く人のニーズの多様化」などの状況に直面しており、投資やイノベーションによる生産性向上を図るとともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作ることが重要な課題になっています。

そのため、働く人の置かれている個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、一人ひとりがより良い将来展望を持てるようにすることを目指し、「働き方改革」が進められています。

これまで問題を指摘されながら具体策を打ち出せなかった「同一労働同一賃金の実現」や「長時間労働の是正」に踏み込んでおり、働き方改革推進会議では、処遇改善・労働生産性向上・長時間労働の是正、柔軟な働き方の環境整備、多様な人材の活躍に関する9つの分野に言及した「働き方改革実行計画」がまとめられ、実現に向けたロードマップが示されています。

(5) 持続可能な開発目標「SDGs」(Sustainable Development Goals)への取組

持続可能な開発目標(SDGs)とは、平成13年(2001年)に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている平成28年(2016年)から平成42年(2030年)までの国際目標のことです。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲット・232の指標から構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。SDGsは、発展途上国のみならず先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本政府としても積極的に取り組んでいます。

本市は、SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として、「『世界に輝く静岡』の実現 静岡市5大構想×SDGs」という提案を行い、平成30年(2018年)6月にSDGs未来都市に選定されており、5大構想の推進に当たっては「SDGs」の考え方で設定された大きな目標を組み込み、活用することとしています。

図表 2-4 SDGsで持続可能な世界を実現するための17の目標



(6) 防災・減災対策の重要性の再認識

第2次静岡市産業振興プラン策定時に比べると、巨大地震以外についても防災・減災対策の必要性が認識されるようになりました。平成30年（2018年）は、西日本豪雨や北海道胆振東部地震など、“数十年に1度”“百年に1度”と言われる規模の自然災害が日本を襲いました。

こうしたなか、産業分野においても自然災害等に対する事前対策（防災・減災対策）の促進の必要性が言われており、被害を最小限にとどめ、いち早く事業を再開するためにBCP（事業継続計画）を作成するなど、事前の対策がますます重要となっています。

第2節 国、静岡県及び静岡市の産業政策の方向性

(1) 国「新しい経済政策パッケージ」(平成29年(2017年)12月)

日本が現在の経済成長の軌道を決かなものとし、持続的な経済成長を成し遂げるためには、少子高齢化への対応が鍵を握ります。日本政府は、この少子高齢化に立ち向うため「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪に見立て、平成32年(2020年)に向けて取り組んでいこうとしています。

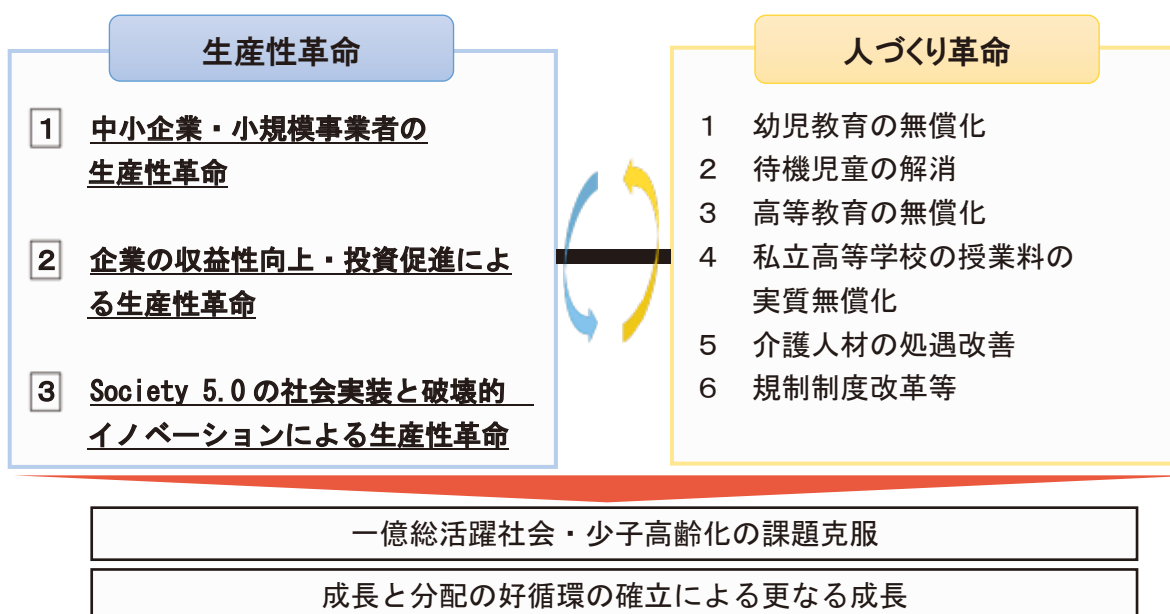
このうち、「生産性革命」については、世界に胎動する「生産性革命」を牽引し、日本が世界に先駆けて実現することを平成32年度(2020年度)までの中期的な課題と位置付け、3年間を集中投資期間とすることで、その実現に取り組むとしています。

また「人づくり革命」は長期的な課題ではありますが、平成32年度(2020年度)までに従来の制度や慣行にとらわれない新しい仕組みづくりに向けた基礎を築いていこうとしています。

これら「生産性革命」と「人づくり革命」による経済成長の果実を活かし、社会保障の充実を行い、安心できる社会基盤を築き、その基盤の下で更に経済を成長させていこうとしています。こうした成長と分配の好循環を強化することで、若者も、お年寄りも、女性も、男性も、障害のある方や、難病の方も、誰もが生きがいを感じ、その能力を思う存分に発揮できる、「一億総活躍社会」を創り上げようとしています。

この「一億総活躍社会」という未来を切り開くことができれば、少子高齢化の課題も必ず克服できるという、強い決意の下で現実に立ちはだかる様々な壁を一つ一つ取り除いていこうとしています。

図表 2-5 「新しい経済政策パッケージ」



(2) 国「未来投資戦略2018」(平成30年(2018年)6月)

未来投資戦略2018では、「Society5.0」によって実現される新たな国民生活や経済社会の姿を具体的に提示しています。

同戦略では、第4次産業革命の技術によって、「生活」「産業」「経済活動の糧」「行政」「インフラ」「地域」「コミュニティ」「中小企業」「人材」といった従来型の制度や慣行、社会構造が変わるとしています。

このうち重点分野としては、「次世代モビリティ・システムの構築」と「次世代ヘルスケア・システムの構築」に加え、エネルギーや金融の分野、行政やインフラの分野、地域や中小企業に関連する分野を中心にプロジェクトを展開しています。

図表 2-6 「未来投資戦略2018」概要版 その1



図表 2-7 「未来投資戦略2018」概要版 その2

重点分野とフラッグシッププロジェクト

■次世代モビリティ・システムの構築

- ◇無人自動運転による移動サービスの実現(2020年)
(実証の本格化：運行事業者との連携、オリゴコウ向けインフラ整備等)
- ◇「自動運転に係る制度整備大綱」に基づく必要な法制度整備の早急な実施
- ◇まちづくりと公共交通の連携、新たなモビリティサービスのモデル都市・地域構築

■次世代ヘルスケア・システムの構築

- ◇個人の健診・診療・投薬情報を、医療機関等の中で共有するための工程表策定
- ◇「認知症の人にやさしい」新製品・サービスを生み出す実証フィールドの整備
- ◇服薬指導を含めた「オンラインでの医療」全体の充実に向けた所要の制度的対応

■エネルギー転換・脱炭素化に向けたイノベーション

- ◇2050年を見据えたエネルギー制御、蓄電、水素利用等の技術開発、我が国技術・製品の国際展開

■FinTech/キャッシュレス化

- ◇金融・商取引関連法制の機能別・横断的な法制への見直し
- ◇QRコードにかかるルール整備等

■デジタル・ガバメントの推進

- ◇デジタルファースト一括法案の提出
- ◇ワンストップ化・ワンズオンリー化の推進
 - 個人向け：介護、引越、死亡・相続 等
 - 法人向け：法人設立手続、社会保険・税手続 等
- ◇一元的なプロジェクト管理に向けた推進体制の強化
(情報システム関係予算に府省横断的視点を反映等)

■次世代インフラ・メンテナンス・システム/PPP・PFI手法の導入加速

- ◇建設から維持管理のプロセス全体の3次元データ化
- ◇要求水準(性能、コスト等)を国が明示するオープンイノベーションの積極活用
- ◇PPP・PFIの重点分野における取組強化

■農林水産業のスマート化

- ◇農林水産業のあらゆる現場でAI・ロボット等の社会実装推進
(AIによる熟練者ノウハウの伝承、無人化・省人化)

■まちづくりと公共交通・ICT活用等の連携によるスマートシティ

- ◇「コンパクト・プラス・ネットワーク」加速、モデル都市構築

■中小・小規模事業者の生産性革命の更なる強化

- ◇IT・ロボット導入の強力な推進
- ◇経営者保証ガイドラインの一層の浸透・定着

(3) 静岡県「静岡県経済産業ビジョン 2018-2021」（平成30年（2018年）3月）

平成30年（2018年）3月、静岡県は、平成26年（2014年）に策定した「静岡県経済産業ビジョン2014～2017」の後継計画として、静岡県を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するため、「静岡県経済産業ビジョン2018～2021」を策定しています。

同計画は、静岡県総合計画（「静岡県の新ビジョン 富国有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり」）基本計画の経済産業分野における実施計画であり、「一流のものづくり・ものづかい振興条例」、「静岡県中小企業・小規模企業振興基本条例」等の条例・法令に基づく実施計画にも位置付けられています。

このなかでは、今後4年間に重点的に取り組む経済産業政策の基本的な考え方を示した「成長戦略編」、分野別の取組をまとめた「分野編（就業支援編、産業革新編、商工業編、農業・農村編、森林・林業編、水産業編の6編）」と、分野別に県内産業の現状を分析した「データ編」で構成されています。

同計画では、目指す「静岡県の姿」として、『「人」と「富」の創出により、経済を持続的に発展させ、県民の豊かな暮らしを実現する「美しい“ふじのくに”」』を実現するため、戦略展開の方針として、以下に掲げる6つの戦略を柱に位置付けています。

図表 2-8 静岡県経済産業ビジョン 2018～2021 が目指す「静岡県の姿」

「静岡県の姿」を実現する戦略展開の方針

- 戦略1 産業人材の確保・育成
- 戦略2 次世代産業の創出・成長産業分野の参入促進
- 戦略3 中小企業・小規模企業の経営基盤強化
- 戦略4 農林水産分野のルネサンス（「文化」の力・「革新」の力）
- 戦略5 通商の拡大と海外活力の取り込み
- 戦略6 エネルギーの地産地消の推進

戦略展開の方針に記載がある次世代産業や成長産業（抜粋、順不同）

医療・健康産業／食品等産業／光・電子産業／CNF産業／
次世代自動車産業／ロボット産業／航空宇宙産業／環境産業／
新エネルギー産業／福祉機器産業／農業／マリンバイオテクノロジー産業／
デザイン産業／ヘルスケア産業／林業／水産加工業

(4) 静岡市「第3次静岡市総合計画 後期実施計画」(平成31年(2019年)3月)

平成27～34年度(2015～2022年度)までの8年間に実施する政策や考え方をまとめた「第3次静岡市総合計画」では、目指す将来像を「世界に輝く『静岡』の実現」と定め、その実現に向けて取り組む重点プロジェクトや分野別の基本的な方向性が示されています。

本計画の推進にあたり、平成27～30年度(2015～2018年度)の前期、平成31～34年度(2019～2022年度)の後期実施計画を策定し、社会経済情勢等の変化に対応するため、毎年度、実施計画の見直しを行うこととしています。

また、最優先に取り組むべき主要な施策群として本市が有する「オンリーワンの資源」を最大限に活用し、みがきあげ、まちの価値創造力を高めていくため、「5大構想」を新たに明示しています。

この5大構想の推進にあたっては、SDGsで設定された大きな目標を組み込み、活用することで、5大構想を更に加速させ、「世界に輝く『静岡』の実現」に繋がります。

図表 2-9 第3次静岡市総合計画 後期実施計画の概要

目指す未来の静岡市

「世界に輝く静岡」の実現

住む人が「誇り」を持ち、訪れる人が「憧れ」を抱く世界水準の都市へ

1 5大構想

3次総に掲げる政策のうち、本市が有する「オンリーワンの資源」を最大限に活用し、みがきあげ、まちの価値創造力を高めていくため、最優先に取り組む施策群です。

3次総の重点プロジェクトの中でも、世界水準の都市「静岡市」を目指して、より強化する取組を抜粋しています。

(1) 世界に存在感を示す3つの都心づくり

- ① 歴史文化の拠点づくり
- ② 海洋文化の拠点づくり
- ③ 教育文化の拠点づくり

(2) 生活の質を高める2つの仕組づくり

- ① 「健康長寿のまち」の推進
- ② 「まちは劇場」の推進

2 人口「70万人」プロジェクト～静岡市総合戦略の推進

静岡市第3次総合計画の最大目標である「2025年に総人口70万人を維持」を達成するために、18の重点プロジェクトと、10分野41政策132施策を設定し、各種事業を実施しています。

(1) 戦略体系

- ① 「まち」の存在感を高め、交流人口を増やす
- ② 「ひと」を育て、まちを活性化する
- ③ 「しごと」を産み出し、雇用を増やす
- ④ 移住者を呼び込み、定住を促進する
- ⑤ 女性・若者の活躍を支え、子育ての希望をかなえる
- ⑥ 時代に合った「まち」をつくり、圏域の連携を深める

3 重点プロジェクト

「創造する力」による都市の発展→経済・産業の振興

〈歴史都市〉悠久の歴史を誇りとして活かした風格のあるまちづくりの推進

〈文化都市〉人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりの推進

〈中枢都市〉世界中から多くの人が集まる求心力の高いまちづくりの推進

「つながる力」による暮らしの充実→安心・安全の確保

〈健康都市〉市民が住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりの推進

〈防災都市〉様々な危機に備えた減災力が高い安心・安全なまちづくりの推進

〈共生都市〉あらゆる人々が多様性を尊重し共に暮らすまちづくりの推進

4 分野別の基本的な方向性

〈観光・交流〉国内外から多くの人々が訪れ、活発な交流が行われるまちを実現します

〈農林水産〉山から海の多彩な資源を活かして、人や地域が潤う農林水産の盛んなまちを実現します

〈商工・物流〉魅力的な人と企業が出会い、世界に誇れる価値を創造するまちを実現します

〈文化・スポーツ〉歴史に彩られた静岡の文化を国内外に発信し一人ひとりが輝くまちを実現します

〈子ども・教育〉健やかで、たくましく、しなやかに生きる力をもった子ども・若者が育つまちを実現します

〈都市・交通〉快適で質の高いまちの拠点と交通環境を充実させ、新たな交流と活力を生み出すまちを実現します

〈社会基盤〉活発な経済活動や快適な市民生活を支える強靱な社会基盤を有するまちを実現します

〈健康・福祉〉誰もが健やかに自分らしく、地域で共に生きることのできるまちを実現します

〈防災・消防〉災害から市民の生命や財産を守り、安心・安全に暮らせるまちを実現します

〈生活・環境〉人と自然が共に生き、誰もが住み続けたいと思えるまちを実現します

(5) 「静岡市中小企業・小規模企業振興条例」(平成31年(2019年)4月施行)

本市の中小企業・小規模企業は、市内企業数の99.7%と大きな割合を占めており、生産面や雇用面で本市の産業を支えるとともに、市内外の大手事業所を下支えする重要な存在です。更には、地元に着した存在として、まちづくりや地域社会に貢献するなど、経済活動以外にも重要な役割を担っています。

しかしながら、今日、経済のグローバル化やIoT、AI等の技術革新の進展、人手不足や後継者不足といった人材に関する問題の深刻化など、中小企業・小規模企業を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況の下、中小企業・小規模企業が将来にわたり持続的に発展し、市内で事業活動を継続していくためには、中小企業・小規模企業の主体的かつ積極的な経営の向上に向けた取組に加え、市、支援機関、大企業、金融機関、教育機関及び市民が、それぞれの役割を踏まえて協働して取り組むことが必要です。

そこで、地域社会が一体となって中小企業・小規模企業の重要性を共有し、様々な関係機関・関係者の役割により、オール静岡市による振興に取り組むため「静岡市中小企業・小規模企業振興条例」を制定しました。

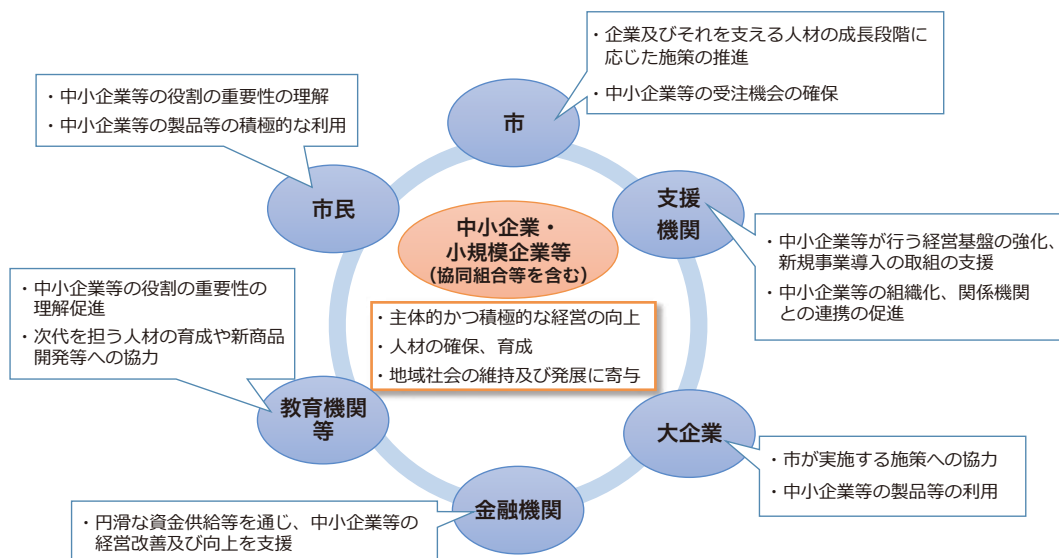
図表 2-10 静岡市中小企業・小規模企業振興条例の概要

基本理念

- ① 中小企業・小規模企業等の創意工夫及び自主的な努力の促進。
- ② 中小企業・小規模企業等が地域の経済、雇用、まちづくり等の担い手として重要な役割を果たしているという認識を共有。
- ③ 市、中小企業・小規模企業等、産業支援機関、大企業、金融機関及び教育機関等が連携し、市民の協力を得て一体となって中小企業・小規模企業の振興を行う。

関係機関の責務・役割

基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業等の主体的かつ積極的な経営の向上の下、関係機関が連携し、中小企業・小規模企業等の振興を図る。



基本的施策

市が講じる中小企業等の振興に関する基本的施策として以下を規定。

- 1 中小企業・小規模企業等が必要とする人材の確保及び育成
- 2 生産性の向上や業務の効率化の支援
- 3 創業又は新規事業の創出の支援
- 4 上記のほか、次の施策を講ずる
 - (1) 中小企業・小規模企業等相互の連携の強化に関する施策
 - (2) 円滑な事業承継の支援に関する施策
 - (3) 労働環境の改善の支援に関する施策
 - (4) 販路及び取引の拡大の支援に関する施策
 - (5) 事業活動に必要な資金の調達円滑化に関する施策
 - (6) 災害時等において事業を継続するための取組の支援に関する施策
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、中小企業・小規模企業等の振興に関し必要な施策

第3章 後期計画の取組と産業振興の目標

第1節 後期計画の取組

後期計画では、人口70万人の維持に必要な「市内総生産額の増加」と「雇用の創出」という目標を踏襲しつつ、社会経済情勢の変化等を踏まえ、次の取組を行うこととします。

- (1) 現在のプランでの「産業振興の3つの方向」（1 戦略産業の振興 2 産業振興プラットフォーム 3 人材の確保・育成）について「**新たな視点**」を盛り込む
- (2) 産業を取り巻く課題を踏まえ、**新たに「重点的な取組」や「持続的な成長に向けた取組」を設定**
- (3) その他産業分野（農林水産、観光・交流）の取組についても規定

(1) 「産業振興の方向」への新たな視点の盛り込み

後期計画においても、現在のプランで規定する「産業振興の方向」を踏襲して進めますが、前期4年間での社会経済情勢の変化等を踏まえ、以下に掲げる「新たな視点」を盛り込み、計画を推進していきます。

図表3-1 「産業振興の方向」における新たな視点

1 本市の強みを活かし、社会経済環境の変化に対応する「**戦略産業**」を選び、ヒト・モノ・カネを集中的に投入したプロジェクトにより更なる成長を促します。

新たな視点 → **戦略産業のつなぎ直し ～「戦略産業 ×(クロス)」の視点～**

■ 戦略産業の既存の組み合わせに加え、新たな産業化への動き等を捉えて戦略産業のつなぎ直しを行い、それを新しい産業や価値の創出につなげることで、更なる振興を図ります。

【つなぎ直しの例】

海 洋 × ヘルスケア	: 海洋産業クラスター創造事業
観 光 × 文 化	: まちは劇場、歴史文化施設 等
清水港 × 観 光	: 清水港クルーズ船誘致

- 2 職員や支援施設スタッフ等が支援対象企業に積極的に関わり、「**戦略産業振興プラットフォーム**」を活用し、あらゆる事業・制度を駆使することにより効果的な支援を行います。

新たな視点

多様な課題に応じたプラットフォーム型の事業支援の展開

- 産業支援機関やアドバイザー等の力を結集したプラットフォーム型の徹底的な事業支援により、企業の課題解決を図ります。
- 解決に当たっては、単一のプラットフォームだけではなく、課題に応じて重層的に展開して実施します。

- 3 生涯にわたる人材育成、企業側の受入体制の整備促進、人材と企業のマッチングを進めることにより、「**人材の確保・育成**」を行います。

新たな視点

女性・高齢者・障がい者・外国人等、多様な人材の活用

- 国の成長戦略等の動きを捉え、女性・高齢者・障がい者、外国人等の多様な人材の活用を進め、企業にとって喫緊の課題である人材確保につなげていきます。

(2) 重点的な取組、持続的な成長に向けた取組

後期計画では、「産業振興の目標」及び「戦略産業の成果目標」を達成するため、また、「静岡市中小企業・小規模企業振興条例」中の基本的施策における重点的な施策を踏まえ、従来の「産業振興の方向」に加えて、「重点的な取組」及び「本市産業の持続的な成長に向けた取組」を展開していきます。

このうち、「重点的な取組」においては、

- ①人材の確保・育成、②生産性の向上、③創業・新分野進出について取り組むとともに、「本市産業の持続的な成長に向けた取組」として、「企業立地の推進」「大手製造事業所への協力・支援」を行っていきます。

図表3-2 「重点的な取組」「持続的な成長に向けた取組」

産業を取り巻く課題を踏まえた重点的な取組

① 人材の確保・育成の支援

- ・女性・高齢者・障がい者、外国人等の多様な人材の活用支援
- ・働き方改革等による良好な就労環境づくり支援
- ・円滑な事業承継による後継者確保の支援

② 生産性向上の支援

- ・企業の持続的な成長に必要な生産性向上の取組の支援
- ・売上高向上に資する販路拡大支援

③ 創業・新分野進出の支援

- ・雇用増加や産業活性化につながる創業・新分野進出支援
- ・新たな価値創造を促す産学官連携の促進

本市産業が持続的に成長していくための取組

■ 企業立地の推進

- ・本市経済の強化と多様な雇用の場を創出するため、企業誘致と企業留置の推進

■ 大手製造事業所への協力・支援

- ・市内中小企業等の生産を支え、また数多くの雇用を抱えるとともに、高い技術力とマザー機能を備え、本市経済をけん引する大手製造事業所への協力・支援

(3) その他産業分野（農林水産分野、観光・交流分野）での取組

各分野別計画のうち、その他産業分野（農林水産分野、観光・交流分野）については、下記の視点を中心に取組を進めていきます。

図表 3-3 「その他産業分野」の取組

【農林水産分野】 担い手の確保、生産基盤の整備

- 農林水産業を支える担い手の確保
- 担い手が活躍できる優良農地の確保等、生産基盤の整備推進

【観光・交流分野】 地域資源の磨き上げ、交流人口の拡大に向けたPR

- 地域資源の磨き上げや文化・クリエイティブ産業の振興と「まちは劇場」プロジェクトと連携した賑わいづくり
- 静岡ディスティネーションキャンペーン等を通じた新たな観光商品の企画及び実施
- 静岡地域連携DMO事業の推進による商品開発、プロモーション等の実施

第2節 産業振興の目標

このたび見直しが行われた第3次静岡市総合計画 後期実施計画においては、原則として、前期実施計画を踏襲することとされています。

このため、プランの後期計画においても策定時に設定した産業振興の目標の下、施策を推進していくこととします。

図表3-4 第2次静岡市産業振興プランの目標

【市内経済の活性化】		
＜市内総生産額＞	(平成26年(2014年))	(平成34年(2022年))
	3兆880億円	→ 3兆2,140億円
		(+4.1%)
【雇用の創出】		
＜市内従業者数＞	(平成26年(2014年))	(平成34年(2022年))
	343,090人	→ 343,100人
		(維持)

第3節 戦略産業の主な取組と成果目標

プランにおいて「産業振興の方向」として定めた「1 戦略産業の振興」「2 戦略産業振興プラットフォーム」「3 人材の確保・育成」については、それぞれ成果目標を定めています。

後期計画においては、一部指標の目標値について、平成30年（2018年）の実績を踏まえて上方修正するものの、基本的にはプラン策定時に設定した成果目標の下、取組を進めていきます。

（1）海洋・エネルギー産業

① 主な取組

- 市内企業と東海大学海洋学部やJAMSTECなどの海洋関連研究機関とのマッチング及び製品開発等の支援
- 三保地区の地下海水の特性を利用した陸上養殖など海洋資源を活用した製品開発、販路開拓等の支援
- 本市の特性を踏まえた水素エネルギーの先駆的な利用方法を図り、その需要拡大に向けた取組を促進するため、水素エネルギーの新技术開発等に対する支援

② 成果目標

		平成26年 (2014年)	平成30年 (2018年)	平成34年 (2022年)
(成果指標) 市内従業者数	目標値	6,706人	7,200人	7,700人
	実績値	6,636人	(2016年) 5,884人	——
(活動指標) 海洋産業クラスター創造事業 マッチング件数	目標値	——	延べ12件	延べ24件
	実績値	——	延べ12件	——

③ 関連業種

【中核業種】 漁業／製造業（水産食料品製造業、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、船舶製造・修理、船舶用機関製造業）／電気業／ガス業
／熱供給業／自然科学研究所

【周辺業種】 建設業／不動産業／情報通信業

(2) 清水港・ロジスティクス産業

① 主な取組

- 清水港と機能補完し得る内陸の物流拠点として、高速道路 I C 周辺の低未利用地の活用をはじめ、大谷・小鹿地区の整備の実施
- 首都圏、中京圏のほか、新東名・中部横断自動車道の整備により交通利便性が高まる長野県、山梨県等へのポートセールス等の実施
- 市内外の荷主企業やロジスティクス関連企業の誘致、留置に係る活動
- 民間主導の物流団地整備の側面支援

② 成果目標

		平成26年 (2014年)	平成30年 (2018年)	平成34年 (2022年)
(成果指標) 市内従業者数	目標値	11,866人	13,000人	14,200人
	実績値	15,687人	(2016年) 14,359人	——
(活動指標) ロジスティクス 関連企業立地件数	目標値	——	延べ5件	延べ17件※
	実績値	——	延べ12件	——
(活動指標) 清水港コンテナ取扱個数	目標値	498,726TEU/年	616,800TEU/年	676,400TEU/年
	実績値	514,990TEU/年	567,460TEU/年	——

※ 平成30年（2018年）の実績値を踏まえ、平成34年（2022年）の目標値を「延べ10件」から「延べ17件」へ上方修正。

③ 関連業種

- 【中核業種】運輸業（道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業）
- 【周辺業種】製造業（食料品製造業、化学工業、石油製品製造業、輸送用機械器具製造業、はん用・生産用・業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業など）／卸売業／小売業

(3) 食品・ヘルスケア産業

① 主な取組

- 「フーズ・サイエンスヒルズプロジェクト」等で開発した機能性食品やロングライフ食品などの事業化や海外市場の販路開拓を支援
- 中小企業による国際食品見本市への出展及び海外販路を有する国内商社による販路開拓支援
- 農業者が実施する6次産業化等の取組や地域資源を活用した新たな付加価値の創造等に対する支援

② 成果目標

		平成26年 (2014年)	平成30年 (2018年)	平成34年 (2022年)
(成果指標) 市内従業者数	目標値	83,883人	90,100人	96,400人
	実績値	83,983人	(2016年) 83,075人	——
(活動指標) 健康・食品クラスター 形成事業 事業化(商品化) 件数	目標値	——	延べ16件	延べ32件
	実績値	——	延べ19件	——
(活動指標) 販路開拓商談成約件数	目標値	——	延べ12件	延べ46件※
	実績値	——	延べ34件	——

※ 平成30年(2018年)の実績値を踏まえ、平成34年(2022年)の目標値を「延べ24件」から「延べ46件」へ上方修正。

③ 関連業種

【中核業種】農業／漁業／製造業(食料品製造業、飲料等製造業、医薬品製造業、化粧品・歯磨・その他化粧用調製品製造業など)／飲食店／理容業／美容業／サービス業(その他の公衆浴場業、スポーツ施設提供業など)／医療・保健・福祉など

【周辺業種】食品機械・同装置製造業／文化・クリエイティブ産業(広告、デザイン、アートなど)／学術・研究開発機関

(4) 観光・ブランド産業

① 主な取組

- ホビーや茶などのブランド産業のPR強化や他産業との連携による高付加価値化の支援、交流人口の拡大に向けた観光業とのマッチング
- 静岡県中部5市2町（静岡市・島田市・焼津市・藤枝市・牧之原市・吉田町・川根本町）の広域連携のDMOにより、当地域への来訪者数増加のため、戦略に基づく商品開発やプロモーションの実施
- 国際会議等の開催による本市の国際的なプレゼンスの向上と交流人口の拡大
- 広域から人を呼び込む商都としての魅力向上に向けたインバウンドの推進や案内サイン等の外国語対応の強化、海外に向けたシティプロモーションの強化などによる外国人旅行者の誘致

② 成果目標

		平成26年 (2014年)	平成30年 (2018年)	平成34年 (2022年)
(成果指標) 市内従業者数	目標値	50,845人	54,600人	58,400人
	実績値	52,053人	(2016年) 50,133人	——
(活動指標) 観光関連施設・イベント 入込客数	目標値	8,932千人/年	9,443千人/年	9,952千人/年
	実績値	8,977千人/年	(2017年) 8,659千人/年	——
(活動指標) 外国人宿泊者数	目標値	25千人/年	35千人/年	94千人/年*
	実績値	29千人/年	51千人/年	——

※ 平成30年（2018年）の実績値を踏まえ、平成34年（2022年）の目標値を「50千人」から「94千人」へ上方修正。

③ 関連業種

【中核業種】 製造業（水産食料品製造業、茶、がん具・運動用具製造業）／商業（同上関連）／運輸業（鉄道業、道路旅客運送業、沿海海運業、内陸水運業、航空運輸業）／サービス業（スポーツ娯楽用品賃貸業、広告業、旅行業、娯楽業、宿泊業、飲食店など）

【周辺業種】 農林漁業／製造業（食料品など土産関連）／文化・クリエイティブ産業（家具、工芸、広告、デザイン、アートなど）

(5) 文化・クリエイティブ産業

① 主な取組

- 文化・クリエイティブ産業振興センターを拠点とした新産業の創出等の産業の振興を図るとともに、地域の賑わいづくりの実施
- クリエーターの海外展示会等への出展や海外での創作活動・研修等に対する支援
- 「まちは劇場」プロジェクトと連動したパフォーミングアーツ等の実施

② 成果目標

		平成26年 (2014年)	平成30年 (2018年)	平成34年 (2022年)
(成果指標) 市内従業者数	目標値	12,206人	13,100人	14,000人
	実績値	11,992人	(2016年) 11,958人	—
(活動指標) クリエイターとのビジネス マッチング参加企業数	目標値	—	延べ20社	延べ40社
	実績値	—	延べ24社	—
(活動指標) 海外等の展示会参加者数	目標値	—	延べ12人	延べ24人
	実績値	—	延べ9人	—

③ 関連業種

【中核業種】 製造業（がん具・運動用具製造業、和装製品等製造業、竹・とうを含むその他木製品製造業、漆器製造業、雛人形等）／情報通信業（放送業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、デザイン業、著述・芸術家業など）／専修学校、各種学校／教養・技術教授業

【周辺業種】 観光産業

第4節 戦略産業振興プラットフォーム及び人材の確保・育成の 主な取組と成果目標

(1) 戦略産業振興プラットフォーム

		平成26年 (2014年)	平成30年 (2018年)	平成34年 (2022年)
(活動指標) 戦略産業振興プラットフォームによる新商品 開発・新分野進出等件数	目標値	——	延べ18件	延べ38件
	実績値	——	延べ23件	——

(2) 人材の確保・育成

① 主な取組

ア 人材の確保

- 若者の企業研究機会を創出する事業や就活応援サイト「しずまっち」の運営等
地元就職・U I J ターン就職の促進
- 多くの元気な高齢者が生涯現役で企業や地域で働き、活躍することができる環
境の整備
- 若い女性が多様な生き方・働き方を選択できる魅力的なまちの実現に向け、女
性が活躍できる場の創出

イ 人材の育成

- 子どもを対象に、地元企業と協働して、様々な仕事やものづくりを体験できる
場を提供し、将来の本市産業を担う人材の育成
- 高齢者を主とする企業OBが持っている優れた技術と経験を、中小企業の技術
向上や現場改善などに活かすため、その組織化の支援や中小企業とのマッチング
の実施
- 短期・長期の実習制度や工房等の賃借料の一部助成により、伝統工芸を担う若
者の育成

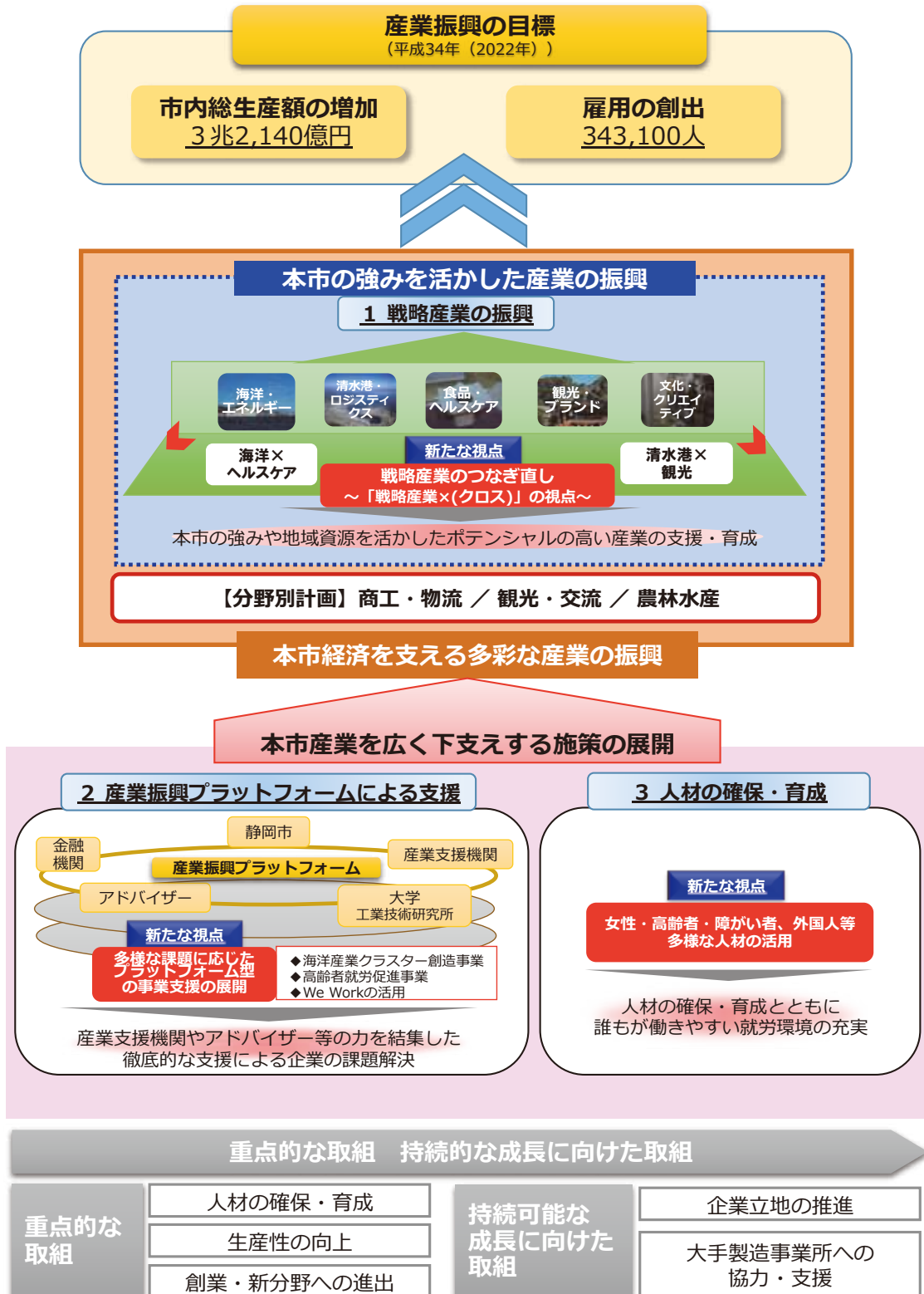
ウ 人材が活躍しやすい就労環境の充実

- 仕事と生活の両立や多様な人材が活躍できる職場環境の実現に向けた取組の
実施
- C S R 活動に取り組む企業や女性をはじめとする多様な人材が活躍できる就労
環境づくりに取り組む事業所の表彰及びP R の実施

②成果目標

		平成26年 (2014年)	平成30年 (2018年)	平成34年 (2022年)
(活動指標) 新規開業者数	目標値	737件/年	767件/年	798件/年
	実績値	757件/年	(2016年) 630件/年	——
(活動指標) 地域産業・大学等交流会 ①参加企業数	目標値	71社/年	75社/年	80社/年
	実績値	71社/年	139社/年	——
(活動指標) 地域産業・大学等交流会 ②参加大学数	目標値	60校/年	75校/年	80校/年
	実績値	60校/年	96校/年	——
(活動指標) 多様な人材の活躍表彰事業所数	目標値	5社	延べ25社	延べ45社
	実績値	5社	延べ32社	——

図表 3-5 第2次静岡市産業振興プラン 後期計画のイメージ



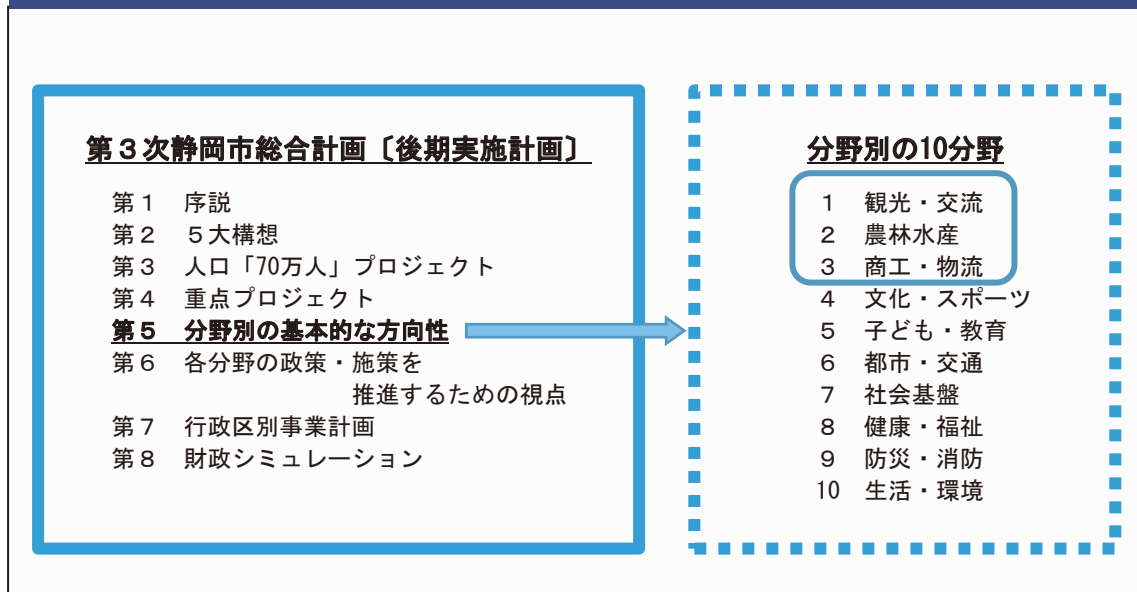
第4章 分野別計画

第1節 分野別計画の構成

本プランの後期計画は、第3次静岡市総合計画 後期実施計画の下位計画として、産業振興に関わる分野で、事業を推進する計画に位置付けられます。

第3次静岡市総合計画 後期実施計画において、各分野の施策は「第5 分野別の基本的な方向性」に示されており、産業振興に関連する主要な分野としては、「商工・物流」「観光・交流」「農林水産」の3つの分野別計画となります。

図表4-1 第3次静岡市総合計画 後期計画における産業振興の位置付け



図表4-2 第3次静岡市総合計画に記された産業振興関連3分野の位置付け

【商工・物流】

魅力的な人と企業が出会い、世界に誇れる価値を創造するまち

【観光・交流】

国内外から多くの人々が訪れ、活発な交流が行われるまち

【農林水産】

山から海の多彩な資源を活かして、人や地域が潤う農林水産の盛んなまち

第2節 商工・物流分野計画

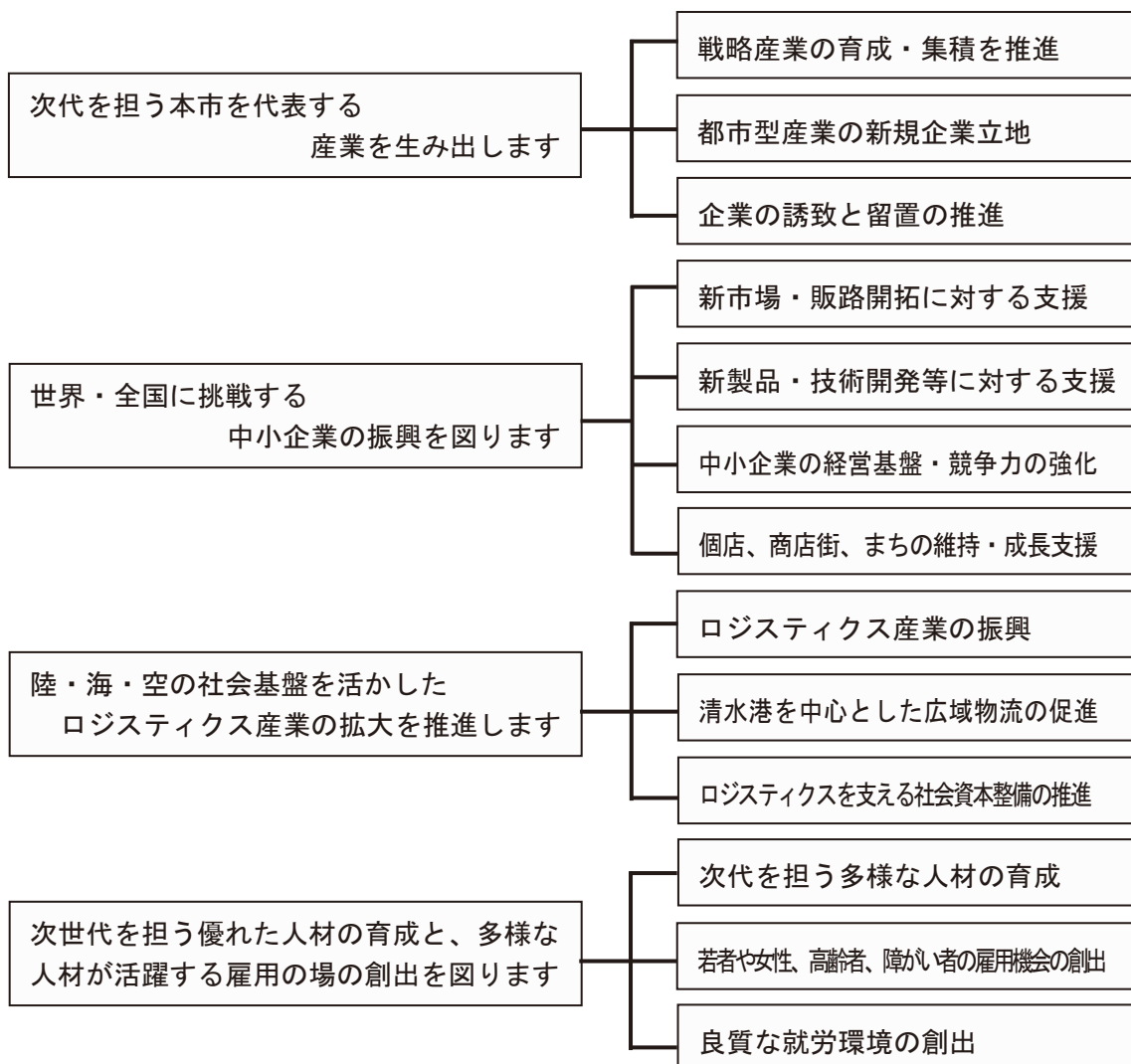
(1) 商工・物流分野の将来像

魅力的な人と企業が出会い、世界に誇れる価値を創造するまち

(2) 商工・物流分野計画 体系図

【 政 策 】

【 施 策 】



(3) 各施策の主な内容

■政策1 次代を担う本市を代表する産業を生み出します

①戦略産業の育成・集積を推進

→第3章を参照してください。

②都市型産業の新規企業立地

- 首都圏でのプロモーション活動を行い、首都圏からの本社機能移転等の推進や都市型産業の立地を促進します。
- クリエーターの海外展示会等への出展や海外での創作活動・研修等に対する支援を行います。

③企業の誘致と留置の推進

- 用地取得、設備投資、新規雇用、事務所賃借などの助成により、企業の誘致・留置、事業拡大を支援します。
- 各種情報発信や官民連携によるポートセールス等により、ロジスティクス産業の立地促進に取り組みます。
- 市内外の企業に対し、きめ細かな訪問や情報提供などを行い、企業動向やニーズを把握し、誘致・留置を働きかけます。
- 不動産事業者及び金融機関と連携した用地情報の収集や、土地利用に係る手続のワンストップサービス等により、企業側の立地ニーズとのマッチングや民間開発を支援します。
- 大谷・小鹿地区を始めとする、高速道路 I C（インターチェンジ）周辺エリアでの企業用地確保の可能性調査や、緑化率などの規制緩和などにより、用地の確保や土地の有効活用を促進します。
- 地域未来投資促進法に基づく「地域基本計画」を推進するため、地域経済牽引事業計画の承認を受けた企業について、首都圏プロモーション拠点を活用したプロモーションやビジネスマッチング等を行います。

■政策2 世界・全国に挑戦する中小企業の振興を図ります

①新市場・販路開拓に対する支援

- 海外展示会等への出展経費の補助や、国際食品見本市への出展や海外販路を有する国内商社による支援等を行い、海外販路開拓を支援します。
- 輸出に必要な貿易実務等の知識習得セミナーや公的支援機関等が実施する展示会、補助メニュー等の紹介及び橋渡しを行います。
- 国内外の展示会や見本市等への出展、開催に対する助成などにより、中小製造事業者の販路拡大を支援します。

②新製品・技術開発等に対する支援

- 大学のシーズと企業のニーズをマッチングするため、産学共同による研究事業を支援します。
- 新商品開発に向けた専門家のアドバイスの提供、開発経費の助成、設備導入資金の利子補給などにより、中小製造事業者の新商品等の開発を支援します。
- 家具等の地場産品について、デザイナーとの協働による、現代の生活スタイルに合わせた「売れる商品」の開発を支援します。
- 特許、実用新案の出願等に係る経費の一部を助成するなど、中小製造事業者の産業財産権の保護活用を支援します。

③中小企業の経営基盤・競争力の強化

- 中小企業の運転資金、設備資金、創業や事業承継などに係る資金調達を支援するため、借入にかかる利子の一部を補助します。
- 企業の持続的発展や社会の健全な発展に寄与する活動（CSR）を行う企業や新規又は独創性の高い技術を有し、意欲的に事業活動を展開する企業を表彰、PRすることで、健全経営の奨励や企業イメージの向上などを推進します。
- 中小企業支援施設を設置し、ノウハウやネットワークなどの長期的な蓄積を基盤として、セミナー等の各種事業の実施や外部専門家との連携により、中小企業の経営やマーケティングを支援します。

④個店、商店街、まちの維持・成長支援

- 「静岡市商業振興基本計画」に基づき、大学生コンサルティング事業などにより個店の成長を支援します。
- 「良好な商業環境の形成に関する条例」に基づき、新たな市街化編入等における地域特性に見合った商業の適正立地を促します。
- 商店街の外国人観光客に対するおもてなしやコンテンツの強化を支援します。
- 商店街団体が実施する環境整備事業に対する助成を実施します。
- 中央卸売市場内の老朽化した施設を改修・整備します。

■政策3 陸・海・空の社会基盤を活かしたロジスティクス産業の拡大を推進します

①ロジスティクス産業の振興

- パンフレットや物流関連展示会への出展等により、本市の立地優位性や助成制度等をわかりやすく情報発信します。
- 市内海貨事業者等と連携して、誘致対象企業の発掘を行い、誘致を働きかけます。
- 不動産事業者及び金融機関と連携した用地情報の収集や、土地利用に係る手続のワンストップサービス、企業立地促進助成制度等により、企業側の立地ニーズとのマッチングや民間開発を支援します。
- 大谷・小鹿地区を始めとする、高速道路IC（インターチェンジ）周辺エリアでの企業用地確保の可能性調査や、緑化率などの規制緩和の検討、実施などにより、用地の確保や土地の有効活用を促進します。

②清水港を中心とした広域物流の促進

- 官民で組織する清水港利用促進協会を通じて、船社や荷主に対し、国内外のポートセールスを実施します。
- 外貿コンテナ航路の新規開設や新規利用の荷主などに対し、官民で組織するコンテナ航路誘致委員会を通じて経費の一部を助成します。

③ロジスティクスを支える社会資本整備の推進

- 国や県が実施する清水港港湾整備事業に対して、経済団体と連携し、整備促進のための要望活動を行います。また、事業費の一部を負担します。
- 国や高速道路会社が実施する高規格道路の整備事業に対して、沿線の自治体や経済団体、議員連盟等と連携し、整備促進のための要望活動や啓発活動を実施します。また、国の整備事業に対しては、その事業費の一部を負担します。

■政策4 次世代を担う優れた人材の育成と、多様な人材が活躍する雇用の場の創出を図ります

①次代を担う多様な人材の育成

- 創業育成室や経営相談窓口を設置するとともに、金融機関や経済団体と連携し、創業者の様々な課題解決を支援します。
- 子どもを対象に、地元企業と協働して、様々な仕事やものづくりを体験できる場を提供し、将来の本市産業を担う人材を育成します。
- 短期・長期の実習制度や工房等の賃借料の一部助成により、伝統工芸を担う若者を育成します。

②若者や女性、高齢者・障がい者などの雇用機会の創出

- ハローワーク等と連携して就職面接会などの各種事業を実施し、若者や女性、高齢者・障がい者などの雇用につなげます。
- 情報サイト「しずまっち」に地域企業の情報・魅力を集約し、全国に向けて発信します。
- 経営者と学生の交流会「リクルート・カフェ」やインターンシップの奨励などにより、市内外の若者や女性が地域企業・業界の理解を深め、U・I・Jターンにより本市で働く機会を創ります。
- 若い女性が多様な生き方・働き方を選択できる魅力的なまちの実現に向け、女性が活躍できる場の創出やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。
- 多くの元気な高齢者が生涯現役で企業や地域で働き、活躍することができる環境を整備します。
- 高齢者を主とする企業OBが持っている優れた技術と経験を、中小企業の技術向上や現場改善などに活かすため、その組織化の支援や中小企業とのマッチングに取り組みます。

③良質な就労環境の創出

- ライフスタイルの向上に向け、官民一体で「働き方改革」の推進に取り組みます。
- 仕事と家庭を両立できる就労環境づくりに取り組む事業所を「静岡市多様な人材の活躍応援事業所」として表彰し、模範例として紹介します。
- 関係団体と連携し、経営者セミナーやシンポジウムなど、ワーク・ライフ・バランスの啓発事業を実施します。
- (公財)勤労者福祉サービスセンターとの連携による福利厚生メニューの充実や、勤労者福祉センターの利用促進を通じて、勤労者に福利厚生やスキル向上の機会を提供します。

第3節 観光・交流分野計画

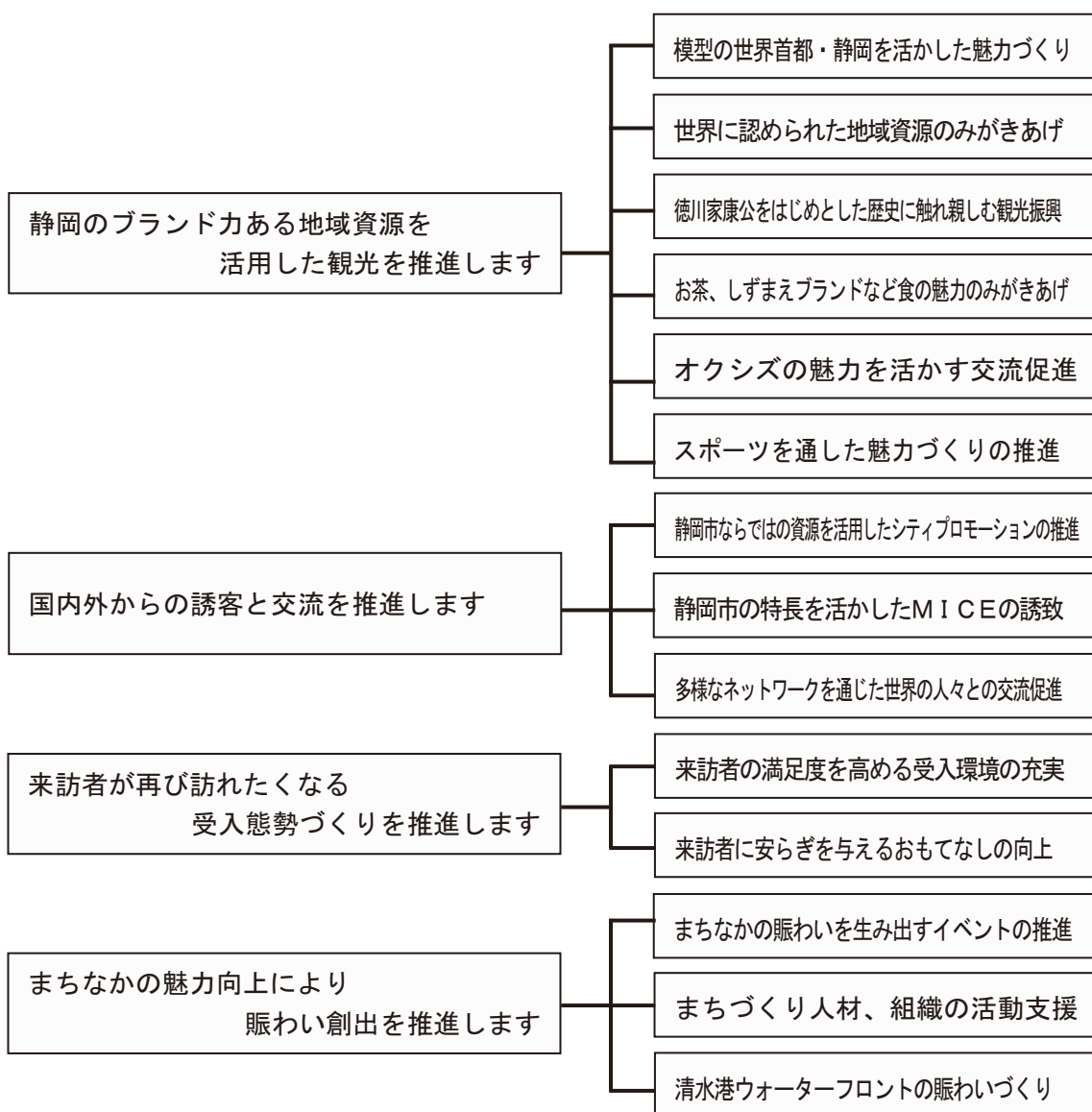
(1) 観光・交流分野の将来像

国内外から多くの人を訪れ、活発な交流が行われるまち

(2) 観光・交流分野計画 体系図

【 政 策 】

【 施 策 】



(3) 各施策の主な内容

■政策1 静岡のブランド力ある地域資源を活用した観光を推進します

①模型の世界首都・静岡を活かした魅力づくり

- 首都圏でのPR強化などにより全国・世界に向けた情報発信に取り組みます。
- ホビーファンの新たな獲得と誘客に向けて、静岡ホビーショーの開催や静岡ホビースクエアの運営などの経費の助成に取り組みます。

②世界に認められた地域資源のみがきあげ

- 有度山フレンドシップ協定を推進するため、有度山（日本平）に位置する施設の相互連携・協力による情報発信、誘客活動等に取り組みます。
- 三保松原の保全・活用に向け、情報発信、松原の再生・保全に取り組みます。
- 南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画に基づき、高山植物等の保護、情報発信や普及啓発に取り組みます。

③徳川家康公をはじめとした歴史に触れ親しむ観光振興

- 官民連携により、二峠六宿（東海道歴史街道）に根付く地域資源を活用し、観光プログラムの開発や来訪者のおもてなし環境等の整備を行います。
- 駿府城再建に向けて天守台の学術的なデータを得るため行っている発掘調査を公開することで、歴史学習の場の提供や観光資源化につなげるとともに、遺構の屋外展示化を検討します。
- 静岡の歴史を紹介するとともに、歴史観光の拠点となる歴史文化施設の整備を行います。

④お茶、しずまえブランドなど食の魅力のみがきあげ

- 「お茶のまち静岡市」として積極的な情報発信を市内外に展開し、「お茶のまち静岡市」としてのブランド力の強化を図ります。
- しずまえで水揚げされる水産物について、PRイベント等を開催することで、地域ブランド化を図ります。
- 清水港マグロまつりの開催などにより、冷凍マグロの水揚げ量日本一の「まぐろのまち静岡」を全国に向け発信します。

⑤オクシズの魅力を活かす交流促進

- オクシズの地域資源を活用し、オクシズ地域への誘客を図るため、ホームページによる情報発信や照会ツールの作成等を行います。

⑥スポーツを通じた魅力づくりの推進

- 清水エスパルス等のホームタウンチームと協働した事業を展開するなど、サッカーをはじめとしたスポーツの魅力づくりを推進します。

■政策2 国内外からの誘客と交流を推進します

①静岡市ならではの資源を活用したシティプロモーションの推進

- 都市の知名度、魅力度の向上を図り、国内外からの誘客と交流を推進するため、「都市認知度向上事業」や「静岡市はいいねえ。キャンペーン」等により、シティプロモーション活動を行います。
- コミュニティ型ワークスペース「We Work」を活用し、首都圏でのシティプロモーションを推進します。
- 映画等のロケーション撮影を誘致するため、ロケーション撮影に対する支援を行います。

②静岡市の特長を活かしたMICEの誘致

- 市内での会議、学会、各種大会の開催促進のため、全国大会等の開催に対する支援を行います。
- MICE誘致に向けた旅行会社やキーパーソンの訪問・招請などの誘致活動を行います。

③多様なネットワークを通じた世界の人々との交流促進

- 日本政府観光局や県の海外事務所など、海外の人脈、ネットワークを活かした観光情報の発信と誘客事業を行います。
- 海外の旅行博等への出展による誘客プロモーション及びSNSや動画共有サイト等を活用した情報発信を行うことにより、外国人観光客の誘致に取り組みます。
- 台湾での現地商談会への参加や本市を訪れる団体等に対するバス借上費用の助成等を行い、訪日教育旅行の誘致に取り組みます。

■政策3 来訪者が再び訪れたいくなる受入態勢づくりを推進します

①来訪者の満足度を高める受入環境の充実

- 外国人観光客のための観光案内看板の多言語改修を行います。
- 観光ボランティアガイド等の育成及び支援を行い、おもてなし人材を育成します。

②来訪者に安らぎを与えるおもてなしの向上

- 観光客及び教育旅行受入のための体験プログラムの開発や受入窓口の一元化を支援することで、静岡型体験観光を推進します。
- 本市の地域資源を活かした体験プログラムの商品化と情報発信を行います。

■政策4 まちなかの魅力向上により賑わい創出を推進します

①まちなかの賑わいを生み出すイベントの推進

- 国内外から様々なアーティストが集結し、多くの市民が参画する「大道芸ワールドカップ in 静岡」の開催を支援します。
- 「静岡まつり」や「清水みなと祭り」などの歴史のあるイベントのほか、「シズオカ×カンヌウィーク」や「富士山コスプレ世界大会」などの集客イベントの開催を支援します。

②まちづくり人材、組織の活動支援

- 市民グループなどによる商店街等を舞台とした賑わいづくりの取組みを支援します。
- 既存商店街の組織・エリアを超えた、地域の商業者等による有志グループの主体的な活動を支援します。
- 魅力的な賑わい創出や地域課題解消に取り組む商店街にアドバイザーを派遣し、支援します。

③清水港ウォーターフロントの賑わいづくり

- 国内外でのポートセールスにより客船や帆船を誘致し、寄港時の歓迎事業を行います。
- 賑わいづくりに向けて、清水港線跡自転車歩行者道などで「清水フリトラ市」や「光の景観まちづくり」などのイベントを行います。
- 駿河湾の特性や清水港ならではの産学官の関係者のノウハウ・資源を活かした特色ある海洋文化拠点形成や、その核となる海洋文化施設の整備をします。
- 清水港海づり公園を整備し、水辺に親しむ賑わい創出を推進します。

第4節 農林水産分野計画

(1) 農林水産分野の将来像

山から海の多彩な資源を活かして、人や地域が潤う農林水産の盛んなまち

(2) 農林水産分野計画 体系図

【 政 策 】

【 施 策 】



(3) 各施策の主な内容

■政策1 新たな価値や需要を掘り起こし、市民が自慢できる農林水産の静岡市ブランドを推進します

①需要創出による「お茶のまち静岡市」の推進

- 「静岡市茶どころ日本一計画」に基づく「お茶のまち静岡市」のブランド力強化と需要拡大に向け、各種事業を実施します。
- 来静者の受入に積極的な茶農家・茶商等と連携し、「お茶ツーリズム」を推進します。
- 首都圏及び海外における「お茶のまち静岡市」の認知度を高め、「静岡市のお茶」の販路拡大を図るため、茶業者等と連携したプロモーションを実施します。
- 持続的な茶業経営を確立するため、優良茶園の確保や茶園共同管理の推進、果樹、野菜等の複合作物への転換等の生産基盤整備を支援します。

②みかん、わさびなど強みのある産物の強化

- 本市果樹農業の振興に資するため、清水区茂畑の県営畑地帯総合整備事業実施地区内へ静岡県果樹研究センターを誘致します。
- 本市で栽培されている果樹の現状を把握し、果樹研究機関や農協等の団体と連携して、果樹百景委員会やシンポジウムを開催することにより、静岡市産の果樹の振興を図ります。
- 世界農業遺産の認定を機に、わさびのブランド化や観光客誘致を図るため、情報発信等を行います。

③食文化としての「しずまえ」ブランドの普及

- 地産地消の推進、漁業者の経営安定、しずまえ鮮魚の観光資源化を目指して、地魚のPRによるブランド化及び消費拡大、誘客のためのPR等に取り組みます。
- 地産地消を起点に、本市の農産物を市内外に情報発信し、消費者が旬の時期に地場の農産物を食する機会を増やすことにより、地元農産物の消費拡大を促進します。

④市産材の活用促進による地域経済の活性化

- 新築住宅への柱100本プレゼント事業や公共建築物の木造化・木質化の推進により、市産材の利用拡大を進めます。
- 林業における低コスト化を進めるため、高性能林業機械導入に対し補助するとともに、林業作業道設置事業等を実施します。

⑤6次産業化の推進等による新たな価値の創出

- 本市の農業者及びその団体の農業所得や経営意欲の向上を図るため、地域資源を活用した6次産業化など農業の高付加価値化に新たに取り組む農業者等を支援します。

■政策2 産業・産地を担う人材・組織の育成を推進します

①次代を担うビジネス感覚豊かで多様な担い手の育成・確保

- 「アグリチャレンジパーク蒲原」に整備した新規就農者向け研修ほ場、農業体験ほ場等を活用し、就農支援や市民の農業理解を進めます。
- 農作業の省力化や先進的農業技術の導入等、経営基盤の強化を促進するための事業を実施する認定農業者等担い手を支援します。
- 青年の就農意欲の喚起と就農後の農業経営の定着を図るため、経営の不安定な就農初期段階の青年就農者の生活を安定させることを目的に補助金を交付します。
- 先進農家をはじめ、農業者や後継者が抱える課題等の分野で活躍する講師を招き、講座を通じて農業者及び後継者の育成を図ります。

②農林水産業を成長産業にする新しい経営体の育成支援

- 農作業の省力化や先進的農業技術の導入等、経営基盤の強化を促進するための事業を実施する認定農業者等担い手を支援します。
- 先進農家をはじめ、農業者や後継者が抱える課題等の分野で活躍する講師を招き、講座を通じて農業者及び後継者の育成を図ります。
- 「アグリチャレンジパーク蒲原」に整備した新規就農者向け研修ほ場、農業体験ほ場等を活用し、就農支援や市民の農業理解を進めます。
- 農業経営の規模拡大や集団化等による農用地の利用の効率化と高度化を図るため、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化を促進します。

③経営規模の拡大を目指す農林業者の育成支援

- 農業経営の規模拡大や集団化等による農用地の利用の効率化と高度化を図るため、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化を促進します。
- 農地等の流動化を推進し、もって認定農業者等、担い手の育成及び農用地等の有効利用を図るため、補助金を交付します。

■政策3 次世代へ自信を持って継承できる生産基盤の確保を推進します

①効率的な農林業経営のための基盤整備

- 持続的な茶業経営を確立するため、優良茶園の確保や茶園共同管理の推進、補完作物への転換等の生産基盤整備を支援します。
- 農業の生産性向上と農作業の効率化を図ることを目的に、農地の区画整理、灌漑用水、農道等の農業生産基盤の整備を進めます。
- 効率的で安定的な林業経営の確立を目指し、生産性向上及びコスト削減を図るため、林道整備事業を行います。

②安心・安全な漁港・漁港海岸の整備

- 津波による浸水被害の軽減及び漁業活動の早期再開等を図るため、漁港施設の整備を進めます。

③既存の生産基盤の安定的な運用

- 農業生産基盤である農道の機能維持と拡幅等の改良工事を推進し、生産性の向上や農作業の効率化を図ります。
- 林業の作業効率の維持・向上及び林道通行の安全確保のために、林道施設の改良（舗装等）事業を行います。

■政策4 多彩な地域資源を磨きあげ、オクシズ等の地域の活力強化を推進します

①地域資源を活かした新しい産業の創出

- オクシズ地域住民を中心に組織された法人による地域資源を活用した新たなビジネスである「オクシズ元気ビジネス」に対して助成します。
- オクシズに漆の生産という新たな産業を興し、漆の地産地消を目指す「オクシズ漆の里」の創設を支援します。
- オクシズ地域内で、農林漁家民宿の開業者に対して助成します。

②地域資源を活かした交流の推進

- オクシズのブランド化を推進するため、オクシズホームページによる国内外への情報発信や県外イベントへの出展等により、オクシズのPRを実施します。
- オクシズおもてなし環境整備計画を策定し、来訪者が快適に利用できるよう老朽化した公衆トイレを順次整備します。

③安心・安全な地域環境の整備

- 効果的な野生鳥獣被害防止に向け「地域一体型の防護柵設置」「被害農地の周辺の刈払い」「より効果的な捕獲」を一体的に実施します。

④豊かな農林水産資源保護の推進

- 農業・農村が持つ多面的機能を将来に継承するために、地域の農業者等の組織による農地・農道・用水路などの維持・補修などを進めます。
- 有機農業や化学肥料、化学合成農薬を低減する農法など本市の持続的な農業を実現していくため、環境保全効果の高い農業生産を実践している農業者等を支援します。

第5章 推進に係る取組及び体制

第1節 推進に係る取組

本市の産業振興を図り、本プランに掲げている目標を達成するためには、施策の実行力と様々な産業支援機関等との連携が必要です。

そのため、

- ①産業振興に携わる職員の能力向上
- ②産業振興に係る知識やノウハウの組織的な蓄積
- ③産業支援機関との連携強化

に引き続き取組み、支援機能の向上に努めることとします。

図表 5-1 推進に係る具体的な取組

項目	内容
①職員の能力向上	<ul style="list-style-type: none">○ 企業訪問を通じた企業ニーズや現場の実態の把握、知識の習得、経験の蓄積、ネットワークの構築○ 各種講演会やセミナー、研修会等への参加を通じた経済政策に係る知識の習得や各産業界への理解の推進○ 課題解決のための組織横断的なプロジェクトチームへの積極的な参加による知識の習得、経験の蓄積、ネットワークの構築
②知識やノウハウの組織的な蓄積	<ul style="list-style-type: none">○ 職員が得た情報を組織として活用するための打合せ記録や企業訪問記録の作成の徹底○ 各課が得た企業情報等の組織横断的な情報共有のための情報交換の場づくり○ 情報を組織的に蓄積し共有する組織風土の醸成
③産業支援機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none">○ 各産業支援機関の職員を講師とした講習会等の開催を通じて、支援事業や支援体制についての職員の理解を深める○ 産業支援機関との定期的な情報交換により、情報収集に努めると共に、市の取組みを周知

図表 5-2 推進に係る職員の目標

職員の行動	目標
企業訪問の実施	年間10社/人（最低目標）
講習会等への参加	年間4回/人（複数日は1日1回）
所管する経済団体との情報交換会等の実施	年間2回/課

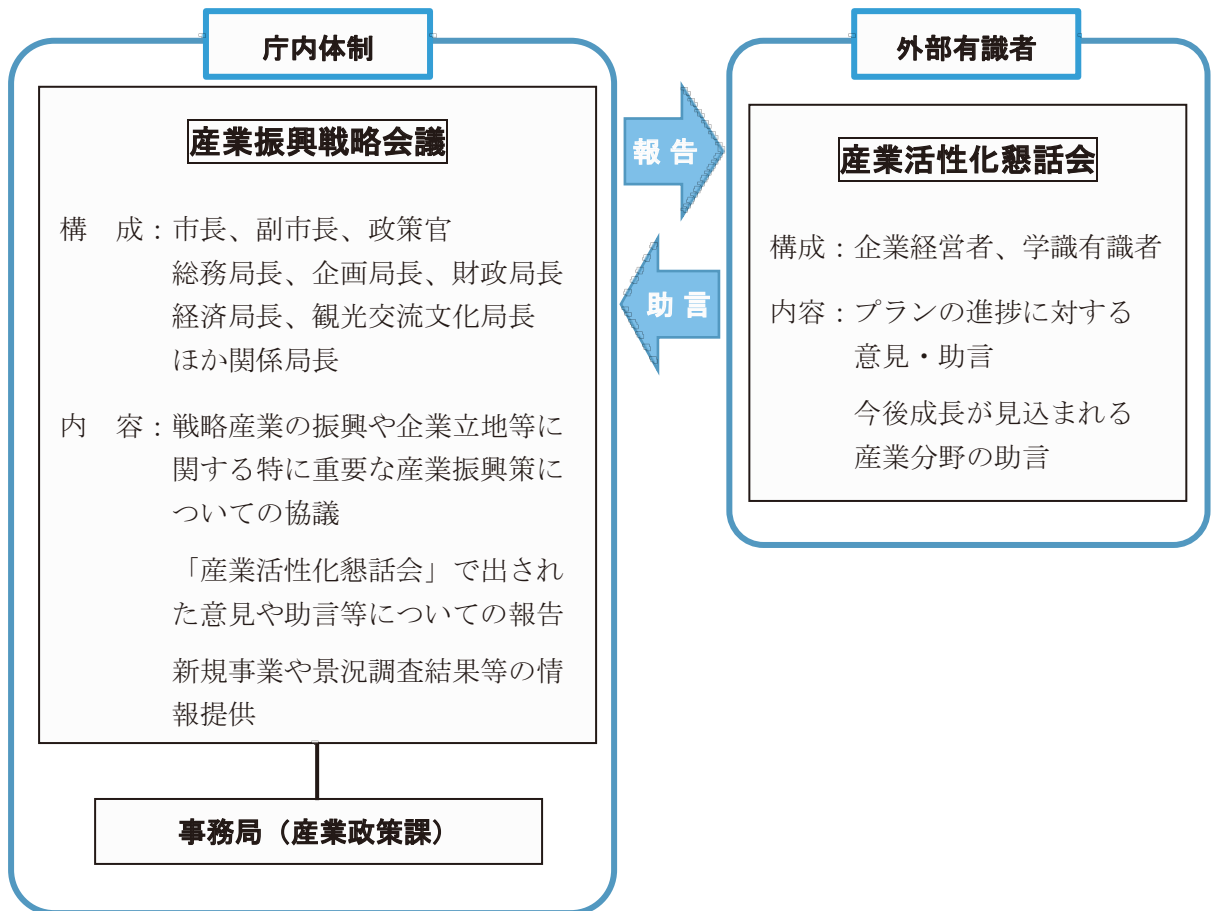
第2節 推進体制

本プランで育成していく各戦略産業は、市民生活全般に関わっている産業でもあることから、これらの産業を育成・支援していくためには、部局を超えた連携が必要となります。

そのため、庁内の関係各課は組織横断的なつながりを強化し、情報の共有化を進めるとともに、局間連携を通じて、きめ細やかでスピード感のある支援を実施していく必要があります。

このことから、引き続き、庁内に市長をはじめとし、関係局長等により組織される「産業振興戦略会議」を設けるとともに、経済事情に精通し広い視野を有する有識者や経済活動の主体である企業関係者の助言を得る「産業活性化懇話会」についても設置し、本プランを推進していきます。

図表 5-3 推進体制図



第2次静岡市産業振興プラン 後期計画

平成31年（2019年）3月発行

発行 静岡市

編集 静岡市経済局 商工部 産業政策課

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号

TEL (054) 354-2185

FAX (054) 354-2132

E-mail sangyouseisaku@city.shizuoka.lg.jp
